

義務教育諸学校教科用図書検定基準及び 高等学校教科用図書検定基準の改正案について

1. 改正の趣旨

「教科書検定の改善について（審議のまとめ）」（平成25年12月20日教科用図書検定調査審議会）を踏まえ、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文科科学省告示第33号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成21年9月9日文科科学省告示第166号）（以下、「検定基準」という。）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

検定基準のうち、社会科（地図を除く）固有の条件（高等学校検定基準にあっては地理歴史科（地図を除く）及び公民科）について、以下の改正を行う。

- ① 未確定な時事的事象について記述する場合に、特定の事柄を強調し過ぎていたりするところはないことを明確化する。
- ② 近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項について記述する場合には、通説的な見解がないことが明示され、児童生徒が誤解しないようにすることを定める。
- ③ 閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていることを定める。

3. 施行期日

公布の日から施行し、平成28年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。